

令和6年高島市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和6年10月10日（木）

午後1時30分から午後2時20分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12

3 出席委員（18人）

会長

6番 中田正敏

1番 田中孝敏

2番 青谷喜代一

3番 橋本久義

4番 高木敏一

5番 采野 哲

7番 前川幸雄

8番 古谷久栄

9番 上原満枝

11番 中川幸雄

12番 中江武良

13番 岸田忠則

14番 山田善嗣

15番 浅井嘉己（議事録署名委員）

16番 古田卓見（議事録署名委員）

17番 清水 巧

18番 足立 功

19番 石津紘子

4 欠席委員 副会長 10番 地村満信

5 遅参した委員 なし

6 傍聴人の数 なし

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和6年度地域計画における「協議の場」の結果報告について

第 3 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

- 第 4 議案第 56 号 農地買受適格証明願の審議について
 第 5 議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 6 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 7 議案第 59 号 高島市農用地利用集積計画の決定について

5. 協議事項

- (1) 令和 6 年度高島市農業施策等に関する意見書について

6. 連絡事項

- (1) 令和 6 年第 11 回総会について

- ・ 日 時 令和 6 年 11 月 8 日 (金) 午後 1 時 30 分
 ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主事 南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長 川崎 弘
 参事 前河 康史
 主任 飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 それでは、これより令和 6 年第 10 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、18 名の方にご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。欠席の委員は、10 番地村委員です。 本日の案件は、報告事項 1 件、報告案件 4 件、農地買受適格法人証明案件 2 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件 5 件、第 5 条案件 5 件、市長部局からの案件として、高島市農用地利用集積計画 案件が 21 件、計 38 件につきまして、ご審議いただくことになっております。 本日、委員のお手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の 2 点を事前に配布させていただきました。当日配布は、「高島市農業委員会総会 参考資料」、「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について(メモ)、関係される方には、「令和 6 年能登半島災害義援金預り証」となっております。ご確認ください。なお、個人情報保護の観点から、「議案書」および「報告・議事案件資料集」については、会議終了後、回収させていた
-----	---

	できます。 また、本日も、各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっており、議案書をメールで配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。 なお、個人情報保護の観点から、総会終了後は、データを削除していただくよう重ねてお願いさせていただきます。 次にお手元の「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について（メモ）」について少し説明させていただきます。１０月９日衆議院が開催し、１０月２７日に投票が行われます。また年明けの市長選、市議会議員選挙も控えていますので、改めて公職選挙法による地位利用の禁止について説明させていただきます。①では、転用関係の業務により関係者に影響力を利用すること。②では、職務上関係のある公務員に対して投票を勧誘すること。が禁止されています。特別職の地方公務員という立場となりますので、改めてご注意ください。次に「預り証」の件ですが、年間２０００円以上寄付をされておられる方が対象となりますが、寄付をいただいた方に対し、預り証を発行させていただきました。ご査収願います。
事務局長	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思いますが本日は地村委員が欠席されておられますので、中田会長からよろしくお願いしたいと思います。それでは、中田会長よりお願いいたします。
会長 (副会長)	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
事務局長	有り難うございました。先程の預り証の配布の件で、説明が一部漏れておりましたので、補足させていただきます。お手元の預り証の金額ですが、寄付額から振込手数料を控除させていただいた金額となります。補足させていただきました。 それでは、続きまして、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和6年第10回 高島市農業委員会総会」を開会します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、15番浅井嘉己委員、16番古田卓見委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。 第1「令和6年度地域計画における「協議の場」の結果報告について」は、事務局および参加された地区委員長より報告をお願いします。
事務局	報告させていただきます。9月26日(木)に「第2回協議の場」が開催され、安曇川地域の計画2件、今津地域の計画4件、計6件について協議があったもので、この後、計画案の縦覧公告を経て、計画策定は10月下旬の予定です。 出席いただきました農業委員の方に、それぞれご報告をいただきたいと思います。なお、各地域の計画概要については、当日配布しています「参考資料」参考様式第5—1号、1ページから12ページをご参照ください。以上となります。
前川委員	7番前川です。今津地域の資料5ページからとなります。4件の計画の協議に参加しました。地区は、構、岸脇、梅原、大床となります。内容は、地域計画案の審議ということで、質問等々何点かございました。水稻栽培を中心とした中で集落機能の維持体制づくりが必要との意見や、地域内の乾田ほ場への水路施設の経年劣化対策の必要性、地域内でのブロックローテーションによる生産性の高い農業を進める必要があるなどの意見や、どこの地域もそうですが、担い手の不足や施設の維持管理について機能が維持していけるのか不安を覚えるという意見が出ておりました。地域計画案の原案は、特に意見がございませんでした。以上で報告を終わらせていただきます。
事務局 (地村委員)	続きまして、安曇川地域にあっては、地村委員が欠席されておられますので、意見をいただいております事務局から報告させていただきます。

	内容は地域計画案の審議ということで上寺地区と西万木地区の２件ございました。内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまして、協議内容につきましては、各地域において、農業の課題等のお話もいただきました。上寺地区では、新たな担い手の方が入られて、農地が適切に管理されるようになったとお声もありましたが、他集落もそうですが、農家の方の高齢化や担い手の不足、またそれに伴い地域で行う普請などの作業が年々きつくなってきている状況をお伺いすることができました。地域計画案の原案は、特に問題がなかったというところがございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	ただいま、参加いただいた農業委員から報告をいただいたところですが、このことについて何かご意見・ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第２「報告事項」を終わります。 次に、日程第３ 報告第１９号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	３ページをお開きください。報告第１９号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第５号の規定に基づき、これに回答したので、同条２項の規定に基づき報告します。令和６年１０月１０日。高島市農業委員会会長。番号１。土地の表示、地番４４９番。地目、田。面積１９７０平方メートル。現況非農地。番号２。地番２７６１番。地目、田。面積１７５平方メートル。現況非農地。番号３。地番３４番１。地目、畑。面積６９平方メートル。他２筆。計３筆５７３平方メートル。現況非農地。番号４。地番９６３番。地目、田。面積６９７平方メートル。他７筆。計８筆７７０２平方メートル。現況非農地。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号４について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。

会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	無いようでしたら、以上で、日程第3「報告第19号」を終わります。 次に、日程第4議案第56号「農地買受適格証明願の審議について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	議案説明の前に、農地買受適格証明についてご説明いたします。本日配付の参考資料の13ページ「資料1」の部分をご覧ください。 前回の総会において、基本的な部分は説明させていただきましたので、詳しい説明を割愛させていただきます。 大津地方裁判所において、民事執行法に基づく農地の競売の入札が、令和6年10月29日から11月5日まで実施されます。この競売に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が条件であることから、農地法第3条の許可申請があった場合と同様の審議を、本日、お願いするものです。本件は、第9回総会時に審議いただいた競売事件番号に対し、申請者より証明願が提出されたもので、基本的な手続きとしては、①の「入札期間が総会開催日以後とされている場合」に該当し、総会で審議ののち適格証明書を発行します。 その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し、次回総会で報告するという流れとなります。それでは、議案説明に入らせていただきます。5ページをお開きください。高島市農委議案第56号 農地買受適格証明願について。上記の議案を提出する。令和6年10月10日。高島市農業委員会会長。 農地買受適格証明願について。民事執行法に基づく農地の競売による農地等の買受にかかる次の農地買受適格証明願について審議を求める。 6ページをご覧ください。農地法第3条関係（所有権の移転）土地の表示。地番：1259番。地目：田。面積：2909平方メートル。他1筆。計2筆5931平方メートル。申請位置図等は、報告議事案件資料集の1～3ページをご覧ください。番号1および番号2の買受予定者は同一人物で経営面積は1071.65アールです。買受予定者は、市外居住ですが、高島市永田に拠点があることから、市内で農業に従事しており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを、効率的に利用し、耕作を行うと認められ、農地法第3条

会長	第２項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第５６号「農地買受適格証明願について」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第５６号「農地買受適格証明願について」を、採決します。申請のとおり交付することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、議案第５６号「農地買受適格証明願について」は、申請のとおり証明することに決定しました。 次に、日程第５ 議案第５７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	７ページをお開きください。高島市農委議案第５７号。農地法第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１０月１０日。高島市農業委員会会長。 農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 ８ページにまいります。１．所有権の移転。番号１．土地の表示、地番１５０５番。地目、田。面積１８３７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４ページ、５ページをご参照ください。 申請地は、新旭に居住しており、相続により所有したものの、耕作することが難しく処分したい譲渡人と居住地に近く、農業の規模拡大を行う上で、便利が良い今津在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は認定農業者で、トラクターや田植え機など、多くの農機具を所有しており、農作業経験は豊富で、経営面積は１５ヘクタールあり、申請地においても水稻を作付けする計画です。申請地は、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められ

采野委員	るため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 5番采野です。詳細は、事務局からの説明のとおりです。譲受人さんは申請地の向かい側を耕作されておりました。今回譲渡人と話がまとまったもので、特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく願います。
事務局	番号2. 土地の表示、地番4413番1。地目、田。面積366平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集6ページ、7ページをご参照ください。 申請地は、昭和40年代に譲渡人・譲受人双方の先代の間で、売買契約が締結され、これまでから、今津在住の譲受人が管理をしていましたが、所有権移転登記がなされておらず、この機に登記手続きを行いたいと譲渡人から申し出があったため、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業経験は長く、農機具等も所有されており、これまで同様、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	それでは、説明させていただきます。現地確認につきまして9月16日に申請人の代理の方がお見えになりまして確認をしたところです。内容は、先程の事務局からの説明のとおりでありました。現地は、以前から譲受人が耕作されてこられましたし、譲渡人が高齢化してきたことから今のうちにしっかりと手続きをしておきたいとの意向があり、今回の申請に至ったもので、この申請については、特に課題は無いものと考えます。以上でございます。
事務局	番号3. 土地の表示、地番10番4。地目、田。面積 318平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集8ページ、9ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しているため、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、居住地に近く農業を始めるうえで都合が良い今津在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農作業経験は20年と長く、耕運機1台を所有しており、申請地において、野菜や果樹の栽培を行う旨の営農計画書が提出されています。 現況は、栗や柿、梅が植樹されていますが、雑草や雑木などが生えている部分もあり、譲受人において、草刈り・伐採をして耕起し、畑として利

前川委員	用できるよう、農地復元計画書が提出されています。申請地を、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	7番前川です。内容につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりです。9月4日に現地確認を行いました。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。 番号4. 土地の表示、地番1287番2。地目、田。面積 523平方メートル。地番1288番1。地目、田。面積 131平方メートル。地番1289番1。地目、田。面積136平方メートル。地番1298番。地目、田。面積373平方メートル。計4筆。合計1163平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集10ページから13ページをご参照ください。 申請地は、家屋も含め相続し、長年管理していたものの高齢のため、管理することが難しくなり処分したい譲渡人と、現在は市外居住ですが、申請地に隣接する家屋に移住を希望されていた譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、管理機を所有し野菜や花き、柿などの果樹を栽培する営農計画書が提出されています。 申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。詳細につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりです。現地も確認させていただきました。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号5. 土地の表示、地番1687番2。地目、田。面積176平方メートル。地番1687番9。地目、田。面積308平方メートル。地番1691番1。地目、畑。面積79平方メートル。地番1726番。地目、田。面積396平方メートル。地番4760番1。地目、田。面積2049平方メートル。地番4761番1。地目、田。面積1923平方メートル。地番5035番。地目、田。面積3044平方メートル。計7筆。合計7975平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集13ページから、20ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しているため、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、業務の傍ら農作物を提供して販路を拡大したい市外在住で、

	申請地の近隣に実家のある譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の、農作業経験は5年と短いですが、実家に居住している弟と協力して農作物の栽培を計画しており、申請地は実家から徒歩圏内にあり、何かと耕作することに都合が良く、今後は耕運機1台を購入し、主に大根などの野菜や柿、イチジクなどの果樹の栽培を行う旨の営農計画書が提出されています。また、水稻栽培については、田植え、稲刈りなどの作業は地元の農家に委託します。なお、譲受人からは、一部の農地が耕作されていないことから、農地復元計画書が提出されて今年度中に農地に復元することとしています。申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	18番足立です。詳細につきましては、先ほどからの事務局からの説明のとおりです。現地も確認させていただきました。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方

会長	は「挙手」をお願いします。 全員挙手。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号５の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。 次に、日程第６議案第５８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１０ページをお開きください。高島市農委議案第５８号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１０月１０日、高島市農業委員会会長。 農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１１ページをご覧ください。 １．所有権の移転。番号１。土地の表示、３番１０。地目、田。面積３６４平方メートル。転用目的、駐車場・家庭菜園。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２０ページから２２ページをご参照ください。 本件、譲受人は、自身の自宅の隣接地に、駐車場を設置する計画で譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するもので、これまでから、自宅の駐車場が不足していたため、隣接地を駐車場と家庭菜園として利用するものです。 農地区分は、申請地は、都市計画の第１種住居地域であり、第３種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。 周辺の被害防除については、雨水排水は、勾配を利用し道路側溝へ放流

	する計画で、自宅駐車場のほかに、来客用駐車場を設置し、残地部分は家庭菜園として利用する計画です。隣接者承諾書も添付されており、万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和6年10月15日から11月30日の予定をしています。なお、転用目的には、家庭菜園と表記されていますが、転用の主たる目的が、駐車場であり、敷地の一部を利用して家庭菜園を行う場合には、一体的に転用することとして差し支えないことを申し添えます。以上でございます。
前川委員	7番前川です。先程からの事務局の説明のとおりです。9月17日に現地確認をしてきました。特に問題は無いかと考えます。慎重なご審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号2から番号4は、譲受人が同一のため、一括して説明します。 番号2。土地の表示、1番12。地目、田。面積332平方メートル。1番21。地目、田。面積430平方メートル。計2筆。合計762平方メートル。番号3。土地の表示、7番5。地目、田。面積588平方メートル。7番8。地目、田。面積308平方メートル。7番9。地目、田。面積293平方メートル。計3筆。合計1189平方メートル。番号4。土地の表示、4番3。地目、田。面積351平方メートル。4番12。地目、田。面積351平方メートル。計2筆。合計702平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集23ページから28ページをご参照ください。 本件、譲受人は、住宅地として問い合わせの多い、駅周辺の物件を確保し、宅地を分譲する計画で、番号2の案件は2区画、番号3の案件は3区画、番号4の案件は2区画を予定しており、譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するものです。農地区分は、都市計画の第1種中高層住居専用地域であり、第3種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、既設道路側溝へ放流し、土地改良区からも同意が得られており、万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、番号4の案件については、隣地承諾書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年11月1日から令和7

事務局 (地村委員)	年２月１日の予定をしています。以上でございます。 欠席されておられます地村委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。
事務局	現地確認をさせていただきました。いずれの場所も安曇川駅の西側の都市計画区域内の用途地域の範囲内で、宅地分譲地が隣接している地域であり、譲受人もこれまでから宅地分譲しており、これまでの実績から、問題なく管理していただけると思います。審議のほどよろしく申し上げます。 ２．使用貸借による権利の設定。番号１。土地の表示、地番２番５。地目、田。面積３４５平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２９ページから３１ページをご参照ください。 本件、借人は、市外に居住していますが、子供の成長に伴い住宅を建築したい計画で、市内の実家に近い場所で用地を探していましたが、物件が無かったことから、貸人である祖父の土地を無償で譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は、都市計画の用途地域の第一種住居地域であり、「第３種農地」と判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、既設水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年１１月１日から令和７年４月１日を予定をしています。なお、貸人は、後継者経営移譲年金を受給中ではありますが、申請地は、特定処分対象農地では、ございませんでした。以上でございます。
事務局 (地村委員)	続きまして、欠席されておられます地村委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 現地確認をさせていただきました。譲受人は、現在市外に居住していますが、お子さんも小さいことから市内の実家の近くに居住する計画をされており結果的に祖父の土地を借りられることとなりました。 譲受人は、ご近所にも挨拶を済ませておられ、問題なく管理していただけると思います。審議のほどよろしく申し上げます。
会長	それでは、以上で説明が終わりました。これより、議案第５８号「農地法第５条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号１から番号４および「使用貸借による権利の設定」番号１について審議します。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第５８号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 挙手多数。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第５８号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号４および「使用貸借による権利の設定」番号１については、申請のとおり許可することに決定しました。

会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 (農業政策課職員 入室)
会長	それでは、再開します。日程第7議案第59号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	13ページをお開きください。高島市農委議案第59号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和6年10月10日、高島市農業委員会会長。 高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和6年10月18日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和6年10月18日。滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は15ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 利用権設定について。利用権設定農用地は21筆。利用権設定面積は38,123平方メートルでございます。利用権設定者は6名。農用地利用申出者は5名でございます。その他、利用権設定各筆明細は16ページから18ページのとおりでございます。農用地利用申出者5名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第59号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号1から番号21の案件について審議します。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第５９号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号２１の案件について採決します。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第５９号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号２１の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。大変ご苦労様でした。 (午後２時２０分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 15番 _____

議事録署名委員 16番 _____